

令和3年3月19日
山形県新型コロナウイルス
感染症に係る危機対策本部

各事業者様

山形県
新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
本部長 吉村 美栄子

新型コロナウイルス感染症の感染防止の取組みについて（依頼）

日ごろ、新型コロナウイルス感染症の感染防止につきましては多大な御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

全国の新規感染者数は、3月上旬以降、横ばいから微増が続いておりますが、18日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部では、首都圏1都3県に対して発令されている緊急事態宣言について、3月21日をもって終了することが決定されました。

県内では、3月中旬から新規感染者数が増加し、特にこの2日間は山形市をはじめ村山地域で急増しており、今後の感染拡大が懸念されるところです。

そのため、県では一層の感染防止の取組みが必要と考え、本日、県危機対策本部本部員会議を開催し、別紙のとおり、県民の皆様及び事業者の皆様へお願いすることといたしました。

更なる感染拡大を何としても阻止するため、県民の皆様や事業者の皆様には、感染防止の取組みへのご協力をいただきたいと考えております。

つきましては、各事業者におかれましては、感染防止対策の趣旨を御理解いただき、別紙について、御配慮いただきますようお願い申し上げます。

県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い

県内の感染状況は、2月中旬以降落ち着いた状況となっていましたが、3月中旬からは新規感染者数が増加し、特にこの2日間は、山形市をはじめ村山地域で急増しています。

また、宮城県、沖縄県ではクラスターの発生など感染の再上昇の動きがあり、宮城県では、独自の「緊急事態宣言」を発出しました。福島県や新潟県では感染力が強いとされる変異ウイルスによる感染事例が確認されています。

このため、一層の感染防止の取組みが必要ですので、以下のことについて御理解、御協力をお願いします。

1 基本的な感染防止対策について

県民の皆様には、感染のリスクが常に身の回りにあるという意識を持っていただき、こまめな手洗いや正しいマスクの着用、消毒、適切な換気、身体的距離の確保、3つの密を避けるなど、基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」の徹底をお願いします。

事業者の皆様には、従業員の健康管理をはじめ、「業種別の感染拡大予防ガイドライン」遵守の徹底をお願いします。

2 感染が多い地域との往来について

- ・独自の緊急事態宣言が発出されている宮城県との往来は可能な限り控えてください。（4月11日まで）
- ・政府の緊急事態宣言の対象区域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）との不要不急の往来は控えてください。（3月21日まで）
緊急事態宣言解除後もこれらの地域との往来は、当面の間、慎重にしてください。
- ・感染の再上昇の動きがある沖縄県との往来は、十分に注意してください。
※なお、いずれも通勤通学や入学、就職などのための往来は除きます。
- ・テレワークやオンラインを積極的に活用してください。
- ・往来が必要な場合でも、訪問先では、基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」を徹底し、会食は控えてください。

3 年度末・年度始め等における会食について

歓送迎会、飲食を伴う謝恩会や花見及びこれに類するものについては、次の感染防止の取組みの徹底が図られない場合は、会食を控えてください。

【感染防止の取組み】

- ・普段一緒にいる人と、少人数・短時間で
- ・会場は、業種別ガイドラインを遵守している施設で
- ・会話の際はマスクを着用する
- ・体調が悪い人は参加しない
- ・弁当やテイクアウトを活用する

4 高齢者や持病のある方等の感染防止について

高齢者や持病のある方及びその家族、また、介護施設など普段高齢者と接する機会が多い方は、会食ができる限り控えてください。

5 卒業旅行について

- ・首都圏や宮城県、沖縄県への旅行は控えてください。
- ・時と場所が分散される「分散型旅行」を図り、なるべく混雑しない平日の間、いつもの仲間で行動してください。
- ・発熱等の症状がある場合は、旅行を控えてください

なお、以上の取組みについては、今後の感染状況等を踏まえ、内容を見直す場合があります。

以上